

# 建築協定

## 建物について3

【敷地面積】170㎡以上  
 【カーポート】高さ2.5m以下  
 床面積21㎡以内

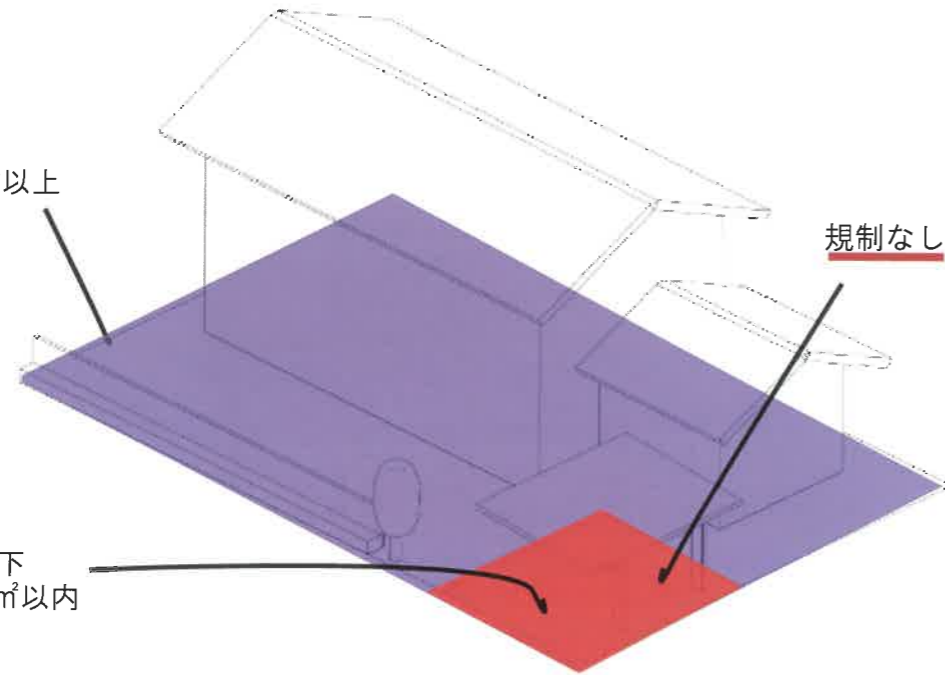
# 地区計画

【敷地面積】170㎡以上  
 【カーポート】規制なし

敷地面積：170㎡以上

規制なし

高さ2.5m以下  
 床面積：21㎡以内



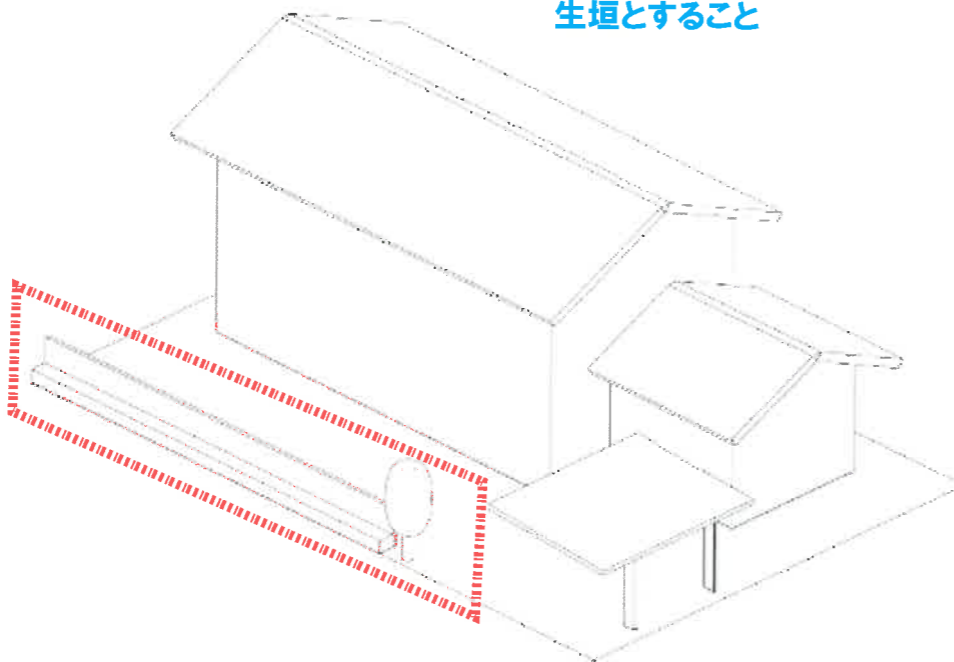
# 緑地協定

## 建物について4

【塀】煉瓦塀もしくは、生垣を植えること

# 地区計画

【塀】カーポート規制撤廃に伴い、煉瓦塀が無い場合も許容する方向で規制を緩和。ただし、塀を設ける場合は煉瓦塀もしくは生垣とすること



# 地区計画

## 建物の用途について

兼用住宅ではなく、ご覧の様な事業所として建物を建築する事も可能です。柏ビレジにおいても、訪問看護・介護施設のナースステーション、小規模老人ホームなどを経営する事が出来ます

【事業専用建物として、建設可能な物】

- 幼稚園
- 託児施設
- 図書館
- 診療所・保育所
- 老人ホーム・介護施設
- 身体障害者福祉ホーム



第一種低層住居専用地域にも建てられない建物が有ります。

【事業専用の建物として運営する】

- 店舗
- 事務所
- ホテル
- カラオケBOX
- 麻雀屋
- キャバレー
- 工場
- 倉庫などは建てても運営する事も出来ません。



また、ビレジの独自の案として、本来は建てられる

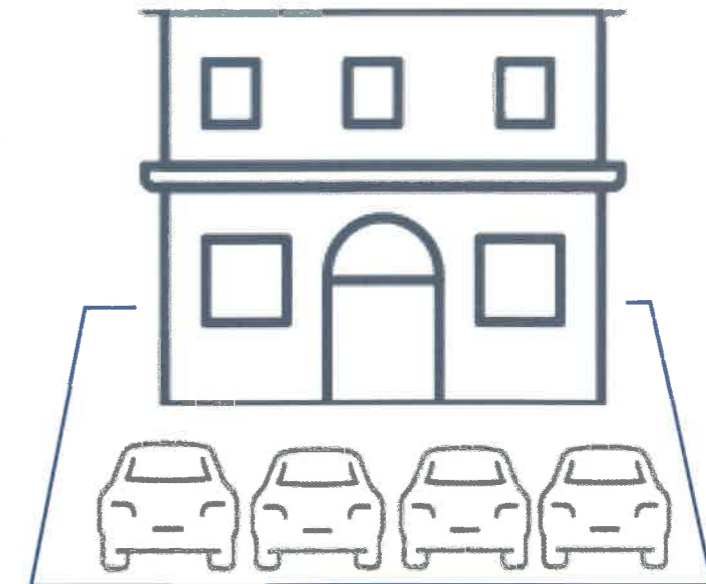
- アパート
- 台所やお風呂・トイレを共同で使うシェアハウスと呼ばれる「共同住宅」
- 会社や学校の寮など、いわゆる「寄宿舍」
- 管理人が利用者に食事を提供する、旅館業法の管轄下の「下宿」などは建てられない事とします。



建物と用途に関する規制が緩和される事で、実際にどのようなメリットが住民に有るのでしょうか？

これまで柏ビレジ内には建築出来なかった福祉施設（訪問看護・介護のナースステーション、デイサービス託児施設）などを誘致できます。

柏ビレジ自治会は、このビレジを24時間介護サービスを受けられる、街にしたいと考えています。



例えば、イラストの様な陸屋根の建物で福祉施設等を建設した場合、急な水害時に利用者は勿論、介護スタッフ、近隣に住む方は屋上に避難する事が出来ます。遠方の避難所にすぐに避難できない方にとっては福祉施設の屋上に避難できる事は、そのまま命を守る事に繋がり、生存の可能性に期待できます。